

令和6年度西宮市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務委託（単価契約）
仕様書

1. 業務名

令和6年度西宮市ふるさと納税PR写真に係る撮影等業務

2. 目的

ふるさと納税を募集する際に使用する返礼品PR用写真は、寄附者の関心を得るための重要な要素の一つとなっている。そのため、専門技術を有する事業者へ業務委託し、寄附者の視覚に訴える写真の撮影・加工及び更新をすることにより、返礼品の魅力を通して本市のシティプロモーション活動を加速させると共に、ふるさと納税による寄附金の安定的な確保を図ることを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日の翌日から令和6年10月18日（金）まで

4. 業務内容

(1) 業務概要

西宮市がふるさと納税ポータルサイト等（以下、「ポータルサイト」という。）に使用する、本市返礼品に係る掲載用写真の撮影や説明画像の作成を行う。

(2) 業務内容

西宮市が指定した返礼品について、同じく指定したカットで規定サイズの写真撮影及び当該画像の作成を行う。なお、カットの指定内容は下記のとおりとする。

① カット

1. イメージ写真の撮影
2. 料理写真の撮影
3. 物撮り・荷姿写真の撮影
4. 会社・人物・工程等の写真
5. 説明画像の加工及び作成
6. 文字入れ
7. その他調整費

② サイズ

1. 2MB（3：2のサイズ）
2. 646ピクセル×1040ピクセル
3. 1600ピクセル×1600ピクセル

③ 提出枚数

西宮市が指定するカット 1 種につき最低 5 枚以上の写真を用意することとし、「②サイズ」で指定するすべての寸法で提出すること。

(例：返礼品 A に「① 1. イメージ写真」と「① 6. 文字入れ」を指定
→写真 2 種× 5 枚/種類×サイズ 3 種＝納品枚数 30 枚)

④ 保存方式

カラーモード「RGB」の JPEG 形式と AI 形式のそれぞれで提出すること。

⑤ 業務内容に係る特記事項

1. 「① 1. イメージ写真」「① 2.料理写真」について、写真素材等（有料・フリー不問）を使用せず、実際の返礼品を撮影するものとする。
2. 「① 1.イメージ写真」について、原則パッケージから出した状態を撮影するものとする。ただし、西宮市が予め認める場合は、この限りでない。
3. 「① 2.料理写真」について、下記に定める調理過程を 2 つ以上盛り込み寄附意欲向上に資する写真を撮影するものとする。
 - 返礼品に加熱調理（焼く、煮る、揚げる、温める）を加えたもの
 - 包丁を使って切ったもの
 - 皿盛りが必要なもの
 - 返礼品以外のもの（つまもの、野菜、小道具など）を使用したもの
4. 「① 3. 物撮り・荷姿写真」について、西宮市が指定するいずれか一方を撮影するものとする。
5. 「① 4.会社・人物・工程等の写真」について、被写体の人物等に対して肖像権等に係る各種説明を受託者が十分に行うこととする。なお、撮影用モデル等の使用を希望する場合、当該モデルを使用した写真の使用期限を定めないもの限り、これを許可する。
6. 「① 5.説明画像の加工及び作成」について、ポータルサイトにおける当該返礼品に関する説明を行う画像を作成するものとする。なお、当該説明については、受託者が当該返礼品生産者から聞き取り及び協議調整の上、文章作成及び画像への掲載を行うものとする。
7. 「① 6. 文字入れ」について、ポータルサイトにおける当該返礼品の紹介するトップ画像を作成するものとする。なお、当該加工は「① 1. イメージ写真」から「① 4.会社・人物・工程等の写真」または返礼品提供事業者が提供する写真のうち、本市が指定するいずれか 1 種に行うものとする。
8. 「① 7. その他調整費」について、本市が下記指示をした場合に適用する。
 - 西宮市が指定する成果品に当初の指定にない軽微な変更を行う場合
 - 撮影先が西宮市外にある場合（ただし受託者が用意する場所を除く）
 - 5 枚以上の成果品を加工又は調整して 1 枚の画像を作成する場合

(3) その他事項

- ① 撮影場所、撮影日時及び返礼品の受渡方法（物品に限る）については、受託者と西宮市が選定した返礼品提供事業者の2者で協議調整の上で決定すること。なお、受託者はそれぞれ決定時に西宮市にも通知すること。
- ② 撮影はデジタル一眼カメラや照明等の撮影機材を十分に活用して行い、各種画像加工のソフトウェア及び専門的な技術等により、返礼品の魅力を高める写真の撮影及び加工を行うこと。
- ③ 受託者は、各種ふるさと納税ポータルサイト等を常に研究し、撮影及び加工等の技術向上に努めること。
- ④ 撮影に使用する返礼品は、原則1種につき1品までとする。ただし、受託者と返礼品提供事業者の2者で協議調整の上、返礼品提供事業者が了承した場合はこの限りではない。
- ⑤ 撮影に使用した返礼品は、撮影後速やかに返礼品提供事業者に戻還すること。ただし、調理での使用等により返還できない場合を除くものとする。
- ⑥ 業務履行に係る費用については、返礼品の入手に係るものを除き、その全てを受託者が負担すること。

5. 納品方法・支払方法

(1) 納品方法

- ① 「3. 契約期間」に記載する期間中において、電子媒体（DVD-R等）で納品すること。また、当該納品のほか、業務完了報告書を提出すること。
- ② 原則として、成果品は一括で納品すること。ただし、やむを得ない事情により契約締結後に西宮市と協議調整を実施した場合は、この限りでない。

(2) 支払方法

原則として、委託料の支払について、業務完了後、受託者から請求を受けた日から30日以内に指定口座へ一括で支払うものとする。ただし、前項の規定により、成果品を順次納品する方式を採用した場合において、受託者が納品した成果品に基づく部分払いを要求したときは、この限りでない。

6. 再委託の禁止

受託者は本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ西宮市の承認を受けた場合は、この限りでない。

7. その他

- (1) 受託者は、市担当者との連絡を密にすること。
- (2) 撮影は、提供事業者と撮影内容についての事前協議（撮影の構図や撮影用返礼品の

返還の可、不可等)を行った上で実施するものとする。

- (3) 成果品にかかる所有権、著作権は西宮市に帰属するものとする。また、受託者は、成果品に係る著作権人格権を行使しないものとする。
- (4) この仕様書に定めのない事項や疑義の生じた事項については、西宮市及び受託者間で協議し、決定するものとする。

以 上